

2017年総合生活改善の取り組み【拡大戦術会議登録組合(12組合)】
要求・回答(賃金・非正規労働者・一時金)

最終確定版

2017年3月16日
自動車総連

プレス用

組合名	基 礎				要 求				回 答							
	年齢	勤続年数	扶養	組合員数	平均賃上げ	非正規労働者の取り組み(賃金・一時金・企業内最低賃金など)	個別賃金	一時金(カ月)			平均賃上げ	非正規労働者の取り組み(賃金・一時金・企業内最低賃金など)	個別賃金	一時金(カ月)		
	歳	年	人	人	円		円	年間	夏	冬	円		円	年間	夏	冬
トヨタ	38.4	17.3	1.0	61,941	10,300円 (内、賃金制度維持分7,300円)	<賃金>スキルド・パートナー会員:一般組合員の交渉結果に運動した賃金を要求する。 パートタイマー会員:一般組合員の交渉結果に運動した賃金を要求する。 シニア期間従業員会員:現行の日給を150円引き上げる。 <一時金>スキルド・パートナー会員:一般組合員の交渉結果に運動した一時金を要求する。 パートタイマー会員:一般組合員の交渉結果に運動した一時金を要求する。 <その他>シニア期間従業員会員:一時金などの労働条件全般について、今後労使で協議を行うことを要求する。	366,980	6.3	3.3	3.0	9,700円	スキルド・パートナー会員:一般組合員の交渉結果に運動した賃金・賞与。 パートタイマー会員:一般組合員の交渉結果に運動した賃金・賞与。 シニア期間従業員会員: <賃金> 処遇改善の観点から、日給150円引き上げ。なお、組合の要求ではないが、 シニア期間従業員の交渉結果を踏まえ、一般期間従業員についても、 日給を150円引き上げ。 <その他> 処遇や制度について、労使専門委員会を設置のうえ、幅広い観点から議論する。	371,690	230万円	121万円	109万円
日産	41.9	19.2	0.7	19,599	平均賃金改定原資9,000円	シニアパートナー組合員:年間収入について、一般組合員に準じた改善を行う。 パートナー組合員:年間収入について、一般組合員に準じた改善を行う。	(350,100) *1	6.0	-	-	平均賃金改定原資7,500円	シニアパートナー組合員:一般従業員に準じ、年間収入改善を行う。 パートナー組合員:一般従業員に準じ、年間収入改善を行う。	(350,100) *1	2,300,100円 (6.0カ月)*3	-	-
本田技研	42.6	20.4	1.4	35,296	3,000円	再雇用者:一般組合員の交渉結果に運動した賃金引き上げを要求する。 加えて、現行の基準内賃金を定年退職時点の50%から51%にすることを要求する。 その他:組織化していない直接雇用の非正規労働者に対しても賃金引き上げなどの検討を行うよう、労使議論の場を通じて会社に要望する。	357,025	5.0+0.9	2.9	3.0	1,600円	再雇用者:現行の基準内賃金の引き上げを行う。 嘱託従業員:等級・号数で賃金算出されている嘱託従業員のベースアップを行う。	355,875	5.9カ月 (2,232,000円) *3	2.9カ月 (1,097,000円) *3	3.0カ月 (1,135,000円) *3
マツダ	38.7	16.3	1.2	19,175	賃金改善分3,000円	<賃金引き上げ>エキスパート・ファミリー組合員および期間社員組合員 :等級5以下組合員の定時間内月収の比率に運動した配分とする。 <年間一時金>エキスパート・ファミリー組合員:等級5以下一般社員に運動する。 期間社員組合員:安結した夏季・冬季一時金それぞれの月数に12,500円を乗じた金額を特別手当に加算する。	○	5.4	2.7	2.7	賃金引上げ1,100円	<エキスパート・ファミリー組合員> 賃金引上げ:一般組合員への回答の趣旨を踏まえ、要求への対応方法については別途協議。 年間一時金:水準・配分は、一般組合員に運動する。 <期間社員組合員> 賃金引上げ:一般組合員への回答の趣旨を踏まえ、要求への対応方法については別途協議。 年間一時金:安結した夏季・冬季一時金それぞれの月数に12,500円を乗じた金額を特別手当に 加算する。	別途確定	5.3カ月	-	-
三菱自工	39.5	15.7	1.0	11,285	賃金改善分3,000円	<賃金>シニア・パートナー社員、期間社員、パートタイマー :正規社員と同額相当の賃金改善分を要求する。 <年間一時金>シニア・パートナー社員 :社員平均支給月数が決定後、シニア・パートナー制度にもとづき、労使で確認・決定する。	323,300	5.3	2.6	2.7	賃金改善分1,000円	シニア・パートナー社員:時給10円、月給1,600円 パートタイマー:進展有り 期間社員:組合員は時給10円、月給1,600円。その他は別途協議。	別途確定	5.0カ月 +5万円	-	-
スズキ	38.0	15.7	1.0	15,759	賃金制度維持 (昇給制度維持) +賃金改善分3,000円	<賃金> 再雇用嘱託社員:正規従業員に準じた賃金改善分を要求する。	○	5.9	2.95	2.95	昇給制度維持分の昇給と 賃金改善を実施する。 賃金改善分は組合員1人 平均1,500円。	再雇用嘱託社員:企業内最低賃金協定の適用除外となっていた 再雇用嘱託社員について、適用対象とする。	別途確定	5.8カ月	2.9カ月	2.9カ月
ダイハツ	38.5	16.3	1.3	10,717	賃金水準維持 +賃金改善分3,000円	<平均賃金改定原資> シニアパートナー・パートタイマー組合員 :一般組合員の交渉結果に運動した賃金改善	○	5.5	2.7	2.8	賃金水準維持 +賃金改善分1,500円	60歳以降再雇用:10円/時 賃金改善する。	○	5.5カ月	2.7カ月	2.8カ月
富士重工	37.5	15.9	1.0	13,759	賃金体系維持分 +賃金改善分3,000円相当	再雇用者(シニアスタッフ、シニアパートナー):3,000円の賃金引き上げを要求する。	301,319	5.0+1.0+0.2	2.5+0.5+0.1	2.5+0.5+0.1	賃金体系維持分 +賃金改善分1,100円相当	再雇用者(シニアスタッフ、シニアパートナー) :一般組合員の賃金と同額(一人平均1,100円)を増額し支給する。	別途確定	6.2カ月	3.1カ月	3.1カ月
いすゞ	38.9	17.6	0.8	6,852	3,000円	<賃金引き上げ>再雇用組合員 :日給120円の引き上げ額を要求する。 <年間一時金>再雇用組合員 :一般組合員の交渉結果に準じた処遇改善を要請する。 <その他>組合員以外の直接雇用非正規労働者:諸施策への協力により会社に 貢献していることを踏まえ、賃金を中心とした改善を要請する。	○	5.0+1.0	3.0	3.0	1,400円	<賃金引き上げ> 再雇用組合員:日給50円の引き上げ。 <年間一時金> 再雇用組合員:貴要請に対し善処する。	別途確定	5.0カ月 +0.8カ月	2.9カ月	2.9カ月
日野	33.5	11.8	0.7	9,647	定期昇給分 +賃金改善分3,000円	<賃金引き上げ>シニア組合員:組合員に準じた賃金改善を要求する。 <年間一時金>シニア組合員:組合員ならびにシニア組合員の一時金について、 年間5.7カ月分を要求する。	354,653 *2	5.7	2.85	2.85	定期昇給分 +賃金改善分1,400円	・シニア組合員の賃金改善について、組合員に準じた賃金改善となるよう 労使専門委員会にて協議する。 ・シニア組合員の一時金について、1人平均で5.7ヶ月に相当する金額とする。	別途確定	5.7カ月 1,541,600円	2.85カ月 770,800円	2.85カ月 770,800円
ヤマハ発動機	40.2	16.8	1.1	9,111	賃金改善分3,000円	定年再雇用者:一般組合員の賃金引き上げ要求の引上げ率に準じた処遇改善を 要求する。	○	5.8	2.9	2.9	賃金改善分1,500円	定年再雇用者:正規従業員 賃金改善分相応の処遇改善	別途確定	5.8カ月	2.9カ月	2.9カ月
日本特殊陶業	36.7	14.5	1.0	5,534	賃金改善分3,000円	<雇用継続(組合員)の処遇改善> 一般組合員の賃金改善要求額に準じた明確な額で取り組む	328,600	6.5	-	-	賃金改善分1,400円	雇用継続組合員:賃金改善分1,000円	別途確定	5.6カ月 +24万円	-	-
12組合	38.7	16.5	1.0	218,675 (合計)	-	-	-	5.88	-	-	-	-	-	-	-	-
内メーカー11組合	38.9	16.6	1.0	213,141 (合計)	-	-	-	5.82	-	-	-	-	-	-	-	-

* 個別賃金については、「技能職中堅労働者(中堅技能職)(注)」を銘柄とする。
* 個別賃金の要求欄が「○」の組合は、要求は行うが水準は非公開。
(*1)前年度到達水準が維持されることを確認する(参考値)
(*2)現行水準に賃金改善分を反映させた理論値
(*3)回答水準の置き換え(組合換算値)

(注)「技能職中堅労働者(中堅技能職)」とは、生産現場において、習熟期間をほぼ終了し、
基幹的作業に対して一人前の技能を有し、後輩への適切なアドバイスとチームワークの
醸成ができ、近い将来、熟練作業者或いは優秀な監督者となり得る資質・能力を備えた者。